

最高裁秘書第2933号

平成30年7月17日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

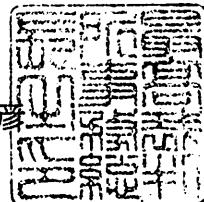
諮問番号 平成30年度（情）諮問第7号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年7月12日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

7月12日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に廃棄済みであるかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

東京高裁が、平成30年1月10日にエレベーターの使用中止を決定した際に作成した文書（決裁文書及び裁判所内の回覧文書を含む。）

(2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、開示対象文書として、(1)と同一の特定をした上（以下「本件対象文書」という。），6月12日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

本件対象文書に該当するものとして、管理職員から職員へ口頭で周知するた

めに、その内容を記載した文書が存在したが、同文書は、エレベーター使用停止の措置について、管理職員から職員に対して口頭で周知を行うに当たり、その内容を正確に伝える目的で作成された短期保有文書であり、職員へ口頭にて周知したことによりその目的は達成され、事務処理上保有しておく必要がなくなったことから既に廃棄したものである。

なお、エレベーターの使用停止の措置に係る意思決定に関する文書は、作成していない。

したがって、原判断は相当であると考える。